

最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しについて

改正品確法を踏まえ、インフラ等の品質確保と建設業の担い手の育成・確保を実現するため、町発注工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しを行う。

●最低制限価格及び低入札基準価格の改正

区 分	現 行	H27.7.27改正
直接工事費①	① × 1.00	① × 0.95※=A
共通仮設費②	② × 1.00	② × 0.90=B
現場管理費③	③ × 0.2	③ × 0.80=C
一般管理費④		④ × 0.55=D
工事価格（①～④）		
工事価格に対する設定範囲	66%～85%	70%～90%

※建築工事及び設備工事については①の額は直接工事費に0.95を乗じて得た額とする。

【最低制限価格及び低入札基準価格の算出方法】

1. 上表の直接工事費から一般管理費等に、それぞれの算定率を乗じて得たA～Dの額（円未満切り捨て）の合計額
2. ただし、1のA～Dの合計額が、予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。
3. 1又は2の条件で算出した額の1万円未満の端数を切り捨てた額が、消費税を含まない最低制限価格又は低入札調査基準価格となる。

●低入札価格調査における数値的判断基準の改正

直接工事費から一般管理費等までのそれぞれが、(1)の算定率を乗じた額(円未満切り捨て)以上であること。また入札書の記載金額が(2)の総額判断基準以上であること。すべて満たさない場合は失格となる。

(1) 費目別判断基準

区 分	現 行	H27.7.27改正
直接工事費①	① × 0.75	① × 0.75※
共通仮設費②	② × 0.6	② × 0.7
現場管理費③	③ × 0.4	③ × 0.7
一般管理費④	④ × 0.3	④ × 0.3

※建築工事及び設備工事については①の額は直接工事費に0.95を乗じて得た額とする。

(2) 総額判断基準

【E～Hの合計】－【工事価格の3%】

区 分	現 行	H27.7.27改正
直接工事費①	① × 0.95	① × 0.95※ = E
共通仮設費②	② × 0.9	② × 0.9 = F
現場管理費③	③ × 0.2	③ × 0.8 = G
一般管理費④		④ × 0.55 = H

※建築工事及び設備工事については①の額は直接工事費に0.95を乗じて得た額とする。

問い合わせ先

益子町総務部企画課管財係

TEL 0285-72-8829